

高等学校等(※)に在籍し、高等学校等就学支援金【新制度】対象外となる
 外国籍生徒等の神奈川県私立高校等学費支援 補助額

(令和8年度新入生向け)

【対象者】

・令和8年4月以降入学の生徒(留学生除く)で、かつ以下の要件に該当しない者

- | | |
|---|------------------------------|
| (1) 日本国籍を有する者 | (2) 特別永住者 |
| (3) 永住者 | (4) 日本人の配偶者等 |
| (5) 永住者の配偶者等 | (6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 |
| (7) 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 | |

(※)高等学校等…高等学校、中等教育学校(後期課程)及び専修学校(高等課程)

年収目安 (モデル世帯) ※1	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※6	
		①高校生等・新修学支援 (国の制度)※3	②学費補助金 (県の制度)※4			
生活保護世帯	令和8年1月1日時点で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	84,000円 通信制 183,000円	212,000円	授業料： 480,000円 入学金： 212,000円	
住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円					
270万円～590万円未満	154,500円未満	118,800円	74,400円	100,000円	授業料： 480,000円 入学金： 100,000円	
590万円～750万円未満	227,100円未満			361,200円		
750万円～800万円未満	251,100円未満					
多子世帯 ※5	251,100円未満			361,200円		授業料： 480,000円
800万円～910万円未満	304,200円未満					授業料： 118,800円
多子世帯 ※5	304,200円未満			361,200円	授業料： 480,000円	

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
 ※2 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用がほかの同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、当該生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「市町村民税の課税標準額」から33万円を減じます。
 ※3 高校生等・新修学支援の対象者は、高等学校等就学支援金の対象外かつ令和8年4月以降入学の生徒(留学生除く)です。
 ※4 高校生等・新修学支援の対象者が対象です。なお、保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。
 ※5 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。
 ※6 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

・高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住所	高校等所在地※7	高校生等・新修学支援	学費補助金※8
<保護者等・生徒ともに> 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

- ※7 通信制の場合は本部校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設(サポート校等)に通う場合でも、本部校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。
 ※8 保護者等・生徒ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。また、単身赴任により保護者の一方が県外在住の場合も対象となります。

●その他の補助制度(返還不要)

- ③ 高校生等奨学給付金【給付額 高校生等1人52,100円～152,000円】
 ……生活保護世帯又は住民税非課税世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減